

【別添2】業界マニュアル、標準フォーマットに関する主なご意見

概要編

項目	業界	業界の特徴、EPA活用状況、ご意見等	解決すべき課題	対応状況	
EPAとは	共通	・一般的なマニュアルや実務者編はページ数が多く、実務的な詳しい解説になっているので、初心者や概要だけ知りたい経営層にとっては、読み始めるハードルが高い。	A、B	「概要編」を作成（全14ページ）	
EPA活用のメリット	繊維	・韓国やタイ、インドネシアなどの海外のメーカーが競合相手。 ・EPAの利用は、マーケットの土俵に上がるためには必須。	A、B	P3「〇〇業界の例」にて掲載	
	産業機械	印刷産業機械			・ドイツメーカーとの価格競争になる（先に市場を取ることが重要）。 ・EPAを利用することで現地販売代理店のコストを抑え、値下げをせずに販売する。
		建設機械			・アジアを中心とした海外のマーケットでニーズが高いが、国内外含めて競争が激しい。 ・EPAを利用することで現地販売代理店のコストを抑え、価格面で有利になる。
		工作機械			・ヨーロッパのメーカーとの競争が激しく、日本からヨーロッパへ輸出すると現地メーカーとの価格競争では厳しくなる。 ・現地販売代理店の輸入コストを抑え、現地メーカーとの価格競争においても価格差を縮め互角に対抗できることで、販売量を拡大している。
パルプ	・中国やタイ、インドネシア等の東南アジア等の海外企業との競争が激しく、品質が良くてももう少し価格面で勝負に出ないと同じ商談に乗ることができない。				
EPA利用までの流れ	繊維	・原産地証明の作業は生産者ができる場合には生産者に依頼するが、生産者側で対応が難しいケースも多く、その場合には輸出者が必要情報を収集して判定実施。 ・完成するまでの各工程を複数の会社に跨って実施することが多く、原産性を立証するための情報を収集するために、どの会社に何を依頼すれば良いのかを整理することに苦労した。 ・協力依頼される仕入先も色々なパターンで依頼されることがあり負担に思っている。	A、B	P8「教えて！EPA業務の現場」にて掲載	
	産業機械	印刷産業機械			・基本的にCTCルールを使って、原産品の判定。印刷機本体の場合は、部品から輸出品へのHSコードの変更基準をクリアすることが多い。サプライヤー証明書取得の必要なし。 ・周辺機材のEPAを利用する場合は、原産品であることの確認をするためにサプライヤー証明書を1～5件程度取得する必要がある。 ・最初は原産品であることを確認するための必要な情報を社内で入手するために複数の部署を跨いで役割分担をする必要があった。
		建設機械			・基本的にCTCルールを使って、原産品の判定。建設機本体の場合は、部品から輸出品へのHSコードの変更基準をクリアすることが多い。サプライヤー証明書取得の必要なし。 ・周辺機材のEPAを利用する場合は、原産品であることの確認をするためにサプライヤー証明書を1～5件程度取得する必要がある。 ・最初は原産品であることを確認するための必要な情報を社内で入手するために複数の部署を跨いで役割分担をする必要があった。
		工作機械			・原産性を立証するのに一番時間を要する。特に、サプライヤー証明書を入手するには仕入先の原産性立証の手続きの習熟度の程度により数週間から数か月かかる。 ・基本的にCTCルールを使って、原産品の判定。建設機本体の場合は、部品から輸出品へのHSコードの変更基準をクリアすることが多いが、必要に応じてVALルールを使って、原産品の判定は行う。 ・原産品であることの確認をするためにサプライヤー証明書が必要なときは、製品によるが1～5件程度取得している。
パルプ	・原産地証明の作業は生産者に依頼している。最初はEPAについて理解してもらうのに苦労した。 ・最初は輸出側で使用しているHSコードと輸入側で使用しているHSコードが異なることが発覚したりとトラブルもあった。				

実務者編

項目	業界	業界の特徴、EPA活用状況、ご意見等	解決すべき課題	対応状況	
全体 (PHASE 1～3) 方法	繊維	・完成するまでの各工程を複数の会社に跨って実施することが多い。 ・英語で記載されていることに抵抗を感じる人が多い（「PHASE」も「フェーズ」と記載）。	A、B	・輸出者編、生産者編を作成 ・例題に「ポリエステル織布」を設定して解説 ・諸々、記載/修正済	
	産業機械	印刷産業機械		・判定に必要最小限の情報が盛り込まれているので、この情報量で良いと思う。 ・子会社の工場で生産しているため社内に対応しきれないジレンマがある。	・輸出者兼生産者編、輸出者編、生産者編を作成 ・例題に「グラビア印刷機」を設定して解説 ・諸々、記載/修正済
		建設機械		・扱っている製品が建機のみではなく、部品（予備品、ノックダウン）があるため、サプライヤー証明の入手・社内文書の作成により時間と手間がかかる。 ・建機本体を主体として説明されているが実際は部品（補給、ノックダウン）もEPA活用することが多いので、基本的な進め方は変わらないが細部で運用が異なることを一言注釈入れてはどうか。	・輸出者兼生産者編を作成 ・例題に「パワーショベル」を設定して解説 ・諸々、記載/修正済
		工作機械		・完成品へのEPA利用が多い。 ・自社内で完結できる調査を中心に実施している。 ・主要な工作機械は、マシニングセンタ、旋盤、研削盤。	・輸出者兼生産者編を作成 ・例題に「平面研削盤」を設定して解説 ・諸々、記載/修正済
	パルプ	・輸出企業は製紙メーカーや商社など大手がメインで、EPAの対応もある程度可能。中小企業が使うにはハードルが高いと思う（そもそもの輸出自体が難しい）。		・輸出者編、生産者編を作成 ・例題に「上級印刷用紙」を設定して解説 ・諸々、記載/修正済	
	金属・鉄鋼	・鉄鋼製品の商流として、商社が輸出。 ・輸出者・加工者から依頼を受けた中間業者は、そのまま生産者へ横流しするのではなく、加工者のみで証明できないかを確認するステップを記載してほしい。 ・用語説明として自己証明、第三者証明の説明を採用している代表的な協定の例も含め載せてほしい。 ・JAFTASを利用することを前提としてどのような作業になるか知りたい。		・輸出者（商社）編、生産者編を作成 ・例題に「冷延コイル」を設定して解説 ・JAFTASの操作画面を記載して解説 ・諸々、記載/修正済	
PHASE1 EPA利用 の確認	繊維	・「販売価格」という表現が分かりにくい。インボイス価格のことか？輸入国によって課税標準価格は必ずしもFOB価格ではなく、インボイス価格と異なる場合がある。	A、C	・諸々、記載/修正済	
	産業機械	印刷産業機械		・各国で、元々関税が本機・部品において何%であり、EPAによりどれ位低減されるのかを示してもらいたい。	・付録にて複数品目の「関税率表」を作成 ・諸々、記載/修正済
		建設機械		・MFN税率は“毎年確認”ではなく“毎回確認”が良いかと思う。MFN税率は不定期に更新されると聞いている。 ・新しい協定が増えた時に気づかない。	・業界マニュアル、標準フォーマットは東京共同にて都度更新
		工作機械		・輸入者の依頼を受けて対応している。 ・効果額は集計していない。	・諸々、記載/修正済
	パルプ	・初心者向けのマニュアルであれば輸入者から依頼を受けて着手するという流れで良いと思う。 ・商売検討時にEPA/FTA締結有無を確認し、生産者に対して依頼する。		・付録にて複数品目の「関税率表」を作成	
金属・鉄鋼	・応用3のメリット享受についての輸出入者間交渉は、個社判断事項でもあり、マニュアルの性格と離れると思われる。	・諸々、記載/修正済			

PHASE2 原産品であることの確認	<ul style="list-style-type: none"> 品目別原産地規則をクリアするかの確認方法 根拠書類の作成方法 (輸出者の場合) 生産者への依頼方法 (第三者証明制度の場合) 日商への判定依頼の方法 	繊維	<ul style="list-style-type: none"> 繊維分野のCTCルール、SPルールでは、日本でどの程度の工程を実施したかで品目別原産地規則がクリアできるかどうか決定される。 「なせん」という言葉は繊維業界でも使用しない。 「薬品A」「薬品B」ではなく、「青色の染料」「薬品A」とし、HS番号も「××××」ではなく具体的に代表的な番号を記載した方がより分かりやすいものになる。 輸出者は、全ての材料情報を把握していない場合がある。 	A、C、D、E、F、G、H	<ul style="list-style-type: none"> 諸々、記載/修正済 NITE-CHIRP & HS Trackerでの確認方法を記載 	
		産業機械	印刷産業機械		<ul style="list-style-type: none"> HSコードの分類に苦労している。 構成部品が多い(何十万点)。 情報を確認するだけでよいのか、書類を作らなければならないのか、の区切りが曖昧。各作業のゴールが明確になっていれば良いと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> 諸々、記載/修正済 付録にて複数品目の「HSコード分類表」、HS LABにて一般用語と品目表の用語との紐づけ一覧表を作成 ユニット単位でまとめる考え方を記載
			建設機械		<ul style="list-style-type: none"> VAルールのデメリットで”コスト変動”の影響だけでなく、”為替変動”(特にFOB価格)も受けることを注意喚起してはどうか。過去に大きく影響を受けたことがある。 CTCルールはよいが、VAルールもしくは両方基準の国への原産性立証資料作成は難関でなかなか標準化できない。 書類を作成するためにかなり部署を跨がなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 諸々、記載/修正済
			工作機械		<ul style="list-style-type: none"> 機械本体のフレームや土台は自社で設計や材料指定を行い、外注に出している。 サプライヤー証明書を入手することが難しい。 利用の多い日EUではCTCルールで除外規定に該当することが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> サプライヤー証明書が入手できない場合の「委託生産者による構成部品の証明」の選択肢を記載 除外規定に該当した場合の対応方法を記載
		パルプ	<ul style="list-style-type: none"> CTCルールを利用することが多い。 		<ul style="list-style-type: none"> CTCルールにおいて構成部品のHSコードを必ずしも6桁全て確認する必要がない旨記載。 	
		金属・鉄鋼	<ul style="list-style-type: none"> CTCルールのみ使用する。 HSコードの分類は業界として整理できている。 		<ul style="list-style-type: none"> 「鉄鋼業界における主な製造パターンにおける投入材料の例示」を記載 	
PHASE3 証明書の用意	<ul style="list-style-type: none"> (第三者証明制度の場合) 日商への発給申請の方法 (自己証明制度の場合) 証明書の作成方法 	繊維、産業機械、パルプ、金属・鉄鋼	-	A、D	-	

サプライヤー編

項目	業界	業界の特徴、EPA活用状況、ご意見等	解決すべき課題	対応状況	
PHASE2 原産品であることの確認	自動車	<ul style="list-style-type: none"> 原産資格調査の中で「仕入先への依頼」が最も時間がかかる工程。 構成品のHSは全て付番した上で依頼するが、仕入先側も知識がある場合にHSの見間違いが発生することもある。 仕入先へ依頼をしているが、中には町工場の所もあるので、EPAについて説明するのが大変。 正確な知識をサプライヤーに伝える必要がある。品質確認も必要。 	A、C、D、E、F、G、H	<ul style="list-style-type: none"> 構成部品のサプライヤーへの依頼用として、依頼を受ける側の企業にとって必要な情報のみを記載した「サプライヤー編」を作成 	
	素形材	<ul style="list-style-type: none"> サプライヤーへ説明し、紙に判子を押してもらって作業を行っている。生産管理部門からサプライヤーへ説明できないので、自部門が向かって説明している状況。 自動車部品メーカーから原産資格調査の依頼を受けることが多い。 情報収集の方法を増やしたい。 			
	情報通信機器	<ul style="list-style-type: none"> 根拠書類の作成が不安。 			
	繊維	<ul style="list-style-type: none"> 仕入先のカウンターの方を見つけるために調達や営業などを経由する。 			
	産業機械	印刷産業機械			<ul style="list-style-type: none"> 全ての構成部品が社内での内作でない場合もあるので、構成機器の内容によってはサプライヤーへの調査もある。 商品(機械)ではなく、消耗品やアフターパーツレベルでFTAを活用することになるとサプライヤ証明が必須になる。 一社ずつEPAについて説明するのが大変。
		建設機械			<ul style="list-style-type: none"> サプライヤーへのEPA協力依頼・説明に苦労している。サプライヤーへのEPA説明会を業界としてやっていくことを希望。 サプライヤーとは工場部門がやりとりしているので見えていない。 時間がない、忙しい、やっても報われない、やり方が分からない、担当が変わるたびに教育が必要。
		工作機械			<ul style="list-style-type: none"> サプライヤーは営業の方が出てくるため、EPAを理解してもらい、サプライヤー証明書を入手することが難しい。
パルプ	<ul style="list-style-type: none"> 仕入先への説明やフォローに時間がかかる。 				

標準フォーマット

項目	業界	業界の特徴、EPA活用状況、ご意見等	解決すべき課題	対応状況
<ul style="list-style-type: none"> EPA利用確認シート 原産資格調査の依頼・回答シート 原産資格調査の確認資料(CTC証明用) 原産資格調査の確認資料(VA証明用) スイス/スイス以外 サプライヤー証明書(輸出品) / (構成部品) 自己証明の申告書(日オーストラリア) / (CPTPP) / (日EU・英) (RCEP) 	自動車、素形材、情報通信機器、繊維、産業機械、パルプ	<ul style="list-style-type: none"> 調査に必要な情報が整理できていない。 関税削減効果額を集計していない。 原産資格調査の依頼を受ける生産者やサプライヤーの立場の企業は、得意先によって異なるフォーマットで依頼されることで工数・負担が増加する。 	A、B、D、E、F、G、H	<ul style="list-style-type: none"> 「EPA利用確認シート」「原産資格調査の依頼・回答シート」を作成。 マニュアル内に左記項目全てのフォーマットと例題に沿った記載方法を掲載。
<ul style="list-style-type: none"> 原産資格調査の依頼・回答シート 生産内容証明書 	繊維	<ul style="list-style-type: none"> 協力依頼される仕入先も色々なパターンで依頼されることがあり負担に思っている。 	A、B、D、E、F、G、H	<ul style="list-style-type: none"> 生産者から材料情報を入手するための「原産資格調査の依頼・回答シート」を作成 「生産内容証明書」を作成